

【出禁ドタキャンドットコム】

URL : <http://出禁ドタキャン.com>

「出禁客」指定の法的根拠と適法性

ユーザー様（登録店舗様）が、ユーザー様（登録店舗様）が運営する店舗の利用しようとする者（お客様）に対して、その者にサービスを提供するか否かは、民法の基本原則である「私的自治の原則」から派生する「契約自由の原則」に則り、ユーザー様（登録店舗様）の自由意思となります。

この「契約自由の原則」には、「相手方選択の自由」が含まれておりますので、お店側は、自由にお客様を選別することが可能であり、どの人にサービスを提供するのかの選別は、お店側の自由意思によるものということとなります。

つまり、お店側は、お客様の対応如何によって、自身のお店に相応しくないと判断した場合、いつでもその者を『出入禁止』にすることができるのです。

但し、何の合理的な理由もなく、特定の属性の人の入店を、一律に拒否するようなルールは、公序良俗に反して無効になったり、そのルール適用が不法行為になって、お客様から損害賠償請求を受ける可能性がありますので気を付けてください。特に人種による差別はできません。

なお、「出禁ドタキャンドットコム」のデータベースに、ユーザー様（登録店舗様）が自身の店舗の「出禁客・ドタキャン客」の携帯電話番号を登録することにより、他のユーザー様（登録店舗様）が、その情報を元に登録された携帯電話の所有者様（使用者様を含む）の利用の可否の判断をすることは、上記『契約自由の原則』の元、当然に許されるものであり、その適法性は明らかなものとなっております。

平成29年8月14日公示

平成29年8月18日補正